

九州歴史資料館施設利用申し込みについて

1 はじめに

九州歴史資料館は地方教育行政の組織及び運営に関する法律にもとづいて県が条例により設置している公の施設であり、文化財の保護と文化財愛護思想の普及に資するための施設です。そのため、当館の事業・活動が優先しますので御理解ください。

なお、次に該当する場合には使用できません。

- ・宗教活動・政治活動を目的とする場合
- ・もっぱら営利を目的とする場合
- ・管理上支障がある（生け花、盆栽などの植物、動物・昆虫・魚類等の生体、飲食物、火気の使用を伴うものなど）と認められる場合
- ・文化財公開施設として望ましくない内容と判断される場合

2 受付時間と申し込み方法等

① 受付時間

問い合わせや申し込み手続きの受付時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分までです。

② 申し込みをする前に

申し込み手続きの前に、窓口・電話等で、施設の空き状況を確認いただき、団体・グループの名称や活動内容についてお知らせください。

③ 申込手続き

- ・申し込みは、文化財保護愛護に係る団体は使用日の6か月前から、その他の団体は使用日の3か月前から可能です。
- ・申し込みは利用申込書を提出してください。電話やファックス等では受付をいたしません。
- ・申し込みには、使用料が必要です。詳しくは、項目3を参照してください。
- ・施設使用方法については、職員の説明を受けてください。

3 使用料

① 施設の使用を希望する者は、原則として、使用料を現金又はキャッシュレス決済（※）により納めてください。なお、使用料は、納付書で納めることもできます。

② 使用料は減免される場合がありますので、項目10を参照してください。

③ 納入された使用料は、原則として、お返しできません。

(※) クレジット決済、電子マネー決済、コード決済が利用できます。

利用可能なブランドについては、当館職員にお尋ねください。

なお、クレジットカード決済は1回払いのみとなります。

4 使用可能施設及び使用時間

使用可能施設：第2・第4展示室、会議室、研修室1・2・3

使用時間：午前9時30分から午後4時30分まで

5 使用可能器具

マイク、スクリーン、プロジェクター、演台、長机、イス等が利用できます。

詳細については、当館職員にお尋ねください。

6 使用日時等の変更や取消

使用日時等の変更や取り消しをしようとする場合は、必ず事前に当館に御連絡ください。

7 その他

使用者が当館の施設、設備等を毀損・滅失した場合は、損害額を賠償していただきます。

当館施設の使用の権利を他に譲渡したり、転貸することはできません。

8 使用上の注意

- ・ 所定の場所以外での飲食、喫煙並びに火気の使用はできません。
- ・ 危険物や動植物・昆虫・魚類等の生体の持ち込みはできません。
- ・ 許可無く物品を販売することはできません。
- ・ 許可無く、壁、柱などに貼紙、釘打ちなどはできません。
- ・ 騒音を発したり、他の入館者に迷惑のかかる行為をしてはいけません。
- ・ 所定の場所以外への出入りはできません。
- ・ 持ち込んだゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・ 使用後は、室内の清掃、器具の整理を行い、職員の点検を受けてください。
- ・ その他、職員の指示に従ってください。
- ・ 会場の設営、撤収作業等は、使用時間内に行ってください。

9 使用料

〈展示室の使用料〉

区分		面積	金額（1日につき）
入場料を徴収しない場合	第2展示室	144㎡	3,510円
	第4展示室	348㎡	8,500円
入場料を徴収する場合	第2展示室	144㎡	5,260円
	第4展示室	348㎡	12,750円

※入場料とは、展示室の貸出を受けた方が展示物を閲覧させるときに徴収するものです。

〈会議室及び研修室の使用料〉

区分	収容人員	面積	金額（1時間につき）
会議室	30人程度	56㎡	390円
研修室1	30人程度	56㎡	390円
研修室2	30人程度	56㎡	390円
研修室3	30人程度	56㎡	390円

※会議室、研修室1～3全て使用すると、150人程度収容が可能です。

10 使用料の減免

使用料が減免となる主な事由は以下のとおりです。

詳細については、当館職員にお尋ねください。

- ・県又は県教育委員会の主催する行事の用に供するため、入場料を徴収して展示室、会議室又は研修室（以下「展示室等」という。）の使用をする場合・・・当該使用に係る使用料の50パーセントに相当する額
- ・県又は県教育委員会の主催する行事の用に供するため、入場料を徴収しないで展示室等の使用をする場合・・・当該使用に係る使用料の全額
- ・学校教育法第1条に規定する学校が資料館の設置目的に適合する展示室等の使用をする場合・・・当該使用に係る使用料の全額
- ・地方公共団体が資料館の設置の目的に適合する展示室等の使用をする場合・・・当該使用に係る使用料の全額